

臨時福祉給付金(経済対策分)が支給されます

消費税率の引き上げ(平成26年4月～)による影響を緩和するため、臨時的に給付金が支給されます

●支給対象者

- 基準日(平成28年1月1日時点)に亀山市に住民登録があり、平成28年度分の市県民税が課税されていない人
- ※「課税されている人に扶養されている人」、「生活保護の受給者」などは対象外です。
 - ※亀山市以外に住民登録をしている人は、各市区町村の臨時福祉給付金担当へお問い合わせください。

●支給額 1人につき15,000円

申請から振り込みまでの流れ

1 申請書の送付

- 対象と思われる人には、2月下旬に申請書を郵送します。
- 申請書が届かない人で、対象になるとと思われる人は、下記の問合せ先へお問い合わせください。

2 申請書を提出(持参または郵送)

申請期間

3月1日(水)～7月1日(土)

(窓口での申請受付は6月30日(金)まで)

(郵送での申請受付は7月1日(土)まで[当日消印有効])

※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分(窓口受付)

申請場所

総合保健福祉センター「あいあい」、関支所、加太出張所

※上記の申請場所へ申請書を持参、または申請書に同封の返信用封筒で郵送してください。

提出書類

- 申請書(必要事項を記入の上、押印したもの)
- 本人確認書類のコピー(運転免許証、旅券[パスポート]、健康保険証などのいずれかで、有効期限内のものに限る。外国人は有効期限まで1カ月以上ある在留カードが必要)
- 受取口座の金融機関の通帳またはキャッシュカードのコピー

3 支給の決定

審査の上、対象になると認められた人には、支給決定通知を郵送します。

※対象と認められない人には、不支給決定通知を郵送します。

4 給付金の振り込み

支給決定通知の送付後、申請書に記入された受取口座に給付金を振り込みます。

※申請書を提出していただいてから、1カ月～1カ月半程度かかる見込みです。



厚生労働省
給付金キャラクター
「カクニンジャ」



ご注意！

- 原則として、平成28年1月1日時点で亀山市に住民登録がない人の申請は受付できませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、各市区町村により異なります。申請先が亀山市以外となる人は、事前にその市区町村に問い合わせるか、各自治体ホームページなどでご確認ください。
- 電話での課税状況に関するお問い合わせは、本人確認ができないためお受けすることができません。
- 税の申告をした時期などによって、対象者でも申請書が発送されていない場合があります。対象と思われる人は、臨時福祉給付金支給プロジェクト・チームへご連絡ください。

問合せ先

【申請方法に関すること】

臨時福祉給付金支給プロジェクト・チーム(☎96-9029)

【制度に関すること】

厚生労働省 臨時福祉給付金に関する専用ダイヤル(☎0570-037-192)